

# 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部受託研究取扱規程

(平成 28 年 10 月 1 日制定)

改正 平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部（以下「本学」という。）における学外からの委託を受けて行う研究（以下「受託研究」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (受入基準)

第 2 条 受託研究は、本学の教育・研究に支障を生じるおそれがないと学長が認めた場合に限るものとする。

2 受託研究を受け入れた後、前項の基準に適合しない事態が生じた場合は、学長は研究の中止を命ずることができるものとする。

## (申請)

第 3 条 本学に研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、受託研究申込書（様式第 1 号）を、当該受託研究を担当する教員（以下「受託研究担当者」という。）と協議の上、学長に提出するものとする。

2 受託研究担当者は、受託研究計画書（様式第 2 号）を作成し、所属する学部、附置機関の長の承認を経て学長に提出するものとする。

## (受入れの決定)

第 4 条 学長は、受託研究等審査会で審議のうえ、受託研究の受入れの可否を決定するものとする。

なお、当該受託研究が本学の運営に関わるものと学長が判断した場合は、理事長の承認を得なければならないものとする。

2 学長は、前項で受入れを決定したときは、委託者に受託研究受入承諾書（様式第 3 号）で通知するものとする。

3 受託研究等審査会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 人間健康学部長
- (3) 人間教育学部長
- (4) 短期大学部長
- (5) 附置機関の長
- (6) 社会連携推進センター所長
- (7) 事務管理部長
- (8) その他学長が必要と認めた者

4 審査会の委員長は学長とする。

## (契約)

第 5 条 学長は前条により受託研究の受入れを決定したときは、委託者との合意に基づき受託研究契約を締結するものとする。

## (研究費の取扱い)

第 6 条 受託研究契約が締結されたとき、委託者は所要の研究費（以下「受託研究費」という。）を契約書に定める期間内に本学事務管理部財務経理課に納付するものとする。

2 受託研究費は、受託研究を遂行するうえで直接必要な研究経費（以下「直接経費」という。）及び受託研究の遂行に関連して直接経費以外に必要な本学のインフラ維持、光熱水費及び管理経費等の経費（以下「一般管理費」という。）の合計額とする。

- 3 前項に規定する一般管理費は、受託研究費の30%に相当する額を限度とする。ただし、委託者に特別な事情がある場合は、双方協議のうえ、定めるものとする。
- 4 指定の期間内に研究費の納付がないときは、受託研究を取り消すものとする。
- 5 既納の受託研究費は、原則として返還しないものとする。ただし、天災、その他やむを得ない事由により研究を継続できないときは、その全部又は一部を委託者に返還することができるものとする。
- 6 受託研究費の経理処理は、本学経理規程に基づいて行うものとする。

(秘密情報の保持)

第7条 本学及び委託者は、受託研究の実施にあたり相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の秘密情報もしくは受託研究成果を、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、公知であることが確認できるものについてはこの限りではない。

(特許権等の取扱い)

第8条 受託研究の結果生じた特許権、実用新案権、意匠権及び著作権その他これらに準ずる権利(以下、特許権等という。)の帰属は、別途締結する契約(以下「受託研究契約」という。)において定める。

- 2 受託研究費により購入した機器・備品等の資産は、受託研究契約で特に定めがないときは、本学に帰属するものとする。
- 3 委託者は、本学に承継された特許権等を実施しようとする場合、本学に対して別途締結する特許実施契約で定める実施料を支払うものとする。

(報告)

第9条 受託研究担当者は、受託研究が終了したときは、速やかに受託研究完了届(様式第4号)を所属する学部、附置機関の長の承認を経て学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項に定める報告を受けたときは、速やかに受託研究成果報告書(様式第5号)を委託者に報告するものとする。

(成果の公表)

第10条 受託研究の成果の公表の時期、方法等は、委託者と協議して定める。

(事務)

第11条 受託研究に関する事務は、社会連携推進センターが行うものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て行うものとし、理事会で決定するものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めのないもので、受託研究の実施に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。